

農業改良資金貸付資格認定申請書 (特例対象者用)

群馬県知事 大澤正明 様

住 所
氏 名 印

農業改良資金制度運営基本要綱（平成14年7月9日付け経営14第1931号農林水産事務次官依命通知）第4条の6の規定に基づき、農業改良資金の貸付資格の認定を受けたいので、申請いたします。

なお、本申請書（別添を含む。）及び貴県が保有する農業改良資金の貸付残高に関する情報を、関係機関に対して提供することに同意いたします。

（注1）特例対象者とは、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「運用基本要綱」という。）第4の1の（1）から（3）までに定める貸付対象者をいう。

（注2）関係機関とは、運用基本要綱第3の6で定める貸付けの手続きにおいて関係する公庫又は融資機関とする。

（別添）

認定農工商等連携事業計画、認定生産製造連携事業計画又は認定総合化事業計画を添付すること。

知事が求めた場合は、運用基本要綱第4の6の（1）に基づき公庫が定めた借入れの申込みに係る書類の写しを添付すること。

4 連携先又は支援先の農業者等の氏名及び居住地

氏名	住所

5 農業改良資金の借入れにより設置する施設

(1) 連携先又は支援先の農業者等の農業経営に必要な施設の設置

設置年度	施設等の規模・能力等	事業費	設置効果（作業の効率化等）
	㎡(台)	千円	
施設等の設置場所			
<input type="checkbox"/> 特例対象者の倉庫等に設置・保管 <input type="checkbox"/> 農業者のほ場に設置 <input type="checkbox"/> 農業者の倉庫等に設置・保管 <input type="checkbox"/> その他（ ）			

- (注1) 施設の設置は連携先又は支援先の農業者等のために行うものとする。
- (注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。
- (注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。
- (注4) 施設等の設置場所については、該当する選択肢に「レ」を記すこと。なお、その他の場合には具体的に記入すること。
- (注5) 認定中小企業者又は促進事業者がそれぞれ連携先又は支援先の農業者等に代わって当該施設を設置する場合は、施設の改良以外のものに限る。

(2) 農業改良措置を支援するための加工施設の改良、造成又は取得

設置年度	加工施設等の規模・能力等	事業費	農畜産物等の加工内容
	㎡(台)	千円	

- (注1) 施設の設置は連携先又は支援先の農業者等のために行うものとする。
- (注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。
- (注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。
- (注4) 当該加工施設の取得等は認定中小企業者又は促進事業者に限る。

(3) 農業改良措置を支援するための販売施設の改良、造成又は取得

設置年度	販売施設等の規模・能力等	事業費	農畜産物等の販売内容
	㎡(台)	千円	

- (注1) 施設の設置は連携先又は支援先の農業者等のために行うものとする。
- (注2) 導入施設が複数ある場合は施設ごとに記入すること。
- (注3) 導入施設に関する見積書等、融資機関が指示する書類を添付すること。
- (注4) 当該販売施設の取得等は認定中小企業者又は促進事業者に限る。

6 連携先又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等の調達計画

年度	農畜産物等の種類	農畜産物等の調達総量 A	連携先又は支援先の農業者等の氏名	連携先又は支援先の農業者等からの調達数量 B	新規又は拡充量 (トン)	調達量の割合 (%) B / A	備考
初年度 (H 年度)							
2 年目 (H 年度)							
3 年目 (H 年度)							
4 年目 (H 年度)							
5 年目 (H 年度)							
~~~~~							
最終年度 (H 年度)							
連携又は支援する農業者が生産する農畜産物等の引受けに係る契約期間			年 月 日～ 年 月 日				

- (注1) 連携又は支援先の農業者等が複数の場合には、「連携又は支援先の農業者等からの調達数量」及び「新規又は拡充量(トン)」欄には、各連携又は支援先の農業者ごとの数量と全体の数量を記入すること。
- (注2) 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること。
- (注3) 認定中小企業者が使用する加工施設又は販売施設の取得等を行う場合は、連携又は支援先の農業者等と最低5年以上の契約を締結し、安定的な取引関係を継続することが見込まれること。
- (注4) 認定中小企業者又は促進事業者が施設を使用する場合において、連携又は支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、連携又は支援先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める連携又は支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね50%を超えることが見込まれること。
- (注5) 添付書類で当該調達計画記載事項が把握可能である場合には、その旨を記載すれば足りる。